

## 長久手市電力見える化機器モニター募集要項

- 長久手市は、各ご家庭において電気使用量・電気代の見える化と省エネルギー活動への参加によって、ご家庭の省エネルギーの程度を検証するため、電力見える化機器モニター（以下、「モニター」という。）を募集します。
- モニターの皆様には、電力見える化機器を無償貸与します。

### 1 応募資格

以下の全てに該当する方

- (1) 長久手市民
- (2) 1年の内のほとんどの日を、市内の同一の住居で寝泊まりをしていること
- (3) (2)の住居に電力会社のスマートメーターが設置済み、ないし、モニター期間開始2週間前までにスマートメーターを設置可能であること
- (4) 電力データの24時間送受信が可能なインターネット回線を有すること
- (5) (4)のスマートメーターで計測する電気使用量は、原則応募者の世帯が家庭生活中で使用する電気以外を含まないこと
- (6) 過去1年間程度の電気使用量がわかり、モニター期間の電気使用量と比較ができるようにすること
- (7) 同一世帯に他に応募者がいないこと
- (8) 太陽光発電装置、家庭用蓄電池の設置がないこと

### 2 募集人数及び期間

- (1) 募集人数

10名程度

- (2) 募集期間

令和4年7月1日～7月31日

### 3 モニター期間

令和4年9月1日～令和5年2月28日（6か月間）

※延長の可能性有

活動内容は、別紙モニター活動内容のとおり

4 応募方法

長久手市ホームページのモニター応募フォームから応募してください。

5 抽選

定数を超える応募があった場合、抽選により当選者を決定します。

6 結果の通知

モニターになっていただく方には、令和4年8月1日移行に郵送で通知する予定です。抽選の結果落選された方にも、同様に郵送で通知する予定です。

- 応募に際していただいた個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定にしたがって厳正に取り扱い、モニターの選考、依頼事務のみに使用します。ただし、モニターに採用された場合は、いただいた情報をその後のモニター運営にも使用します。

(問合せ先 長久手市くらし文化部環境課環境係 0561-56-0612)

## モニター活動内容

### ○電力見える化機器の取付け

令和4年8月1日以降、長久手市から電力見える化機器をお渡しします。機器の取付けは各自で取付説明書を確認の上、設置してください。

### ○電気使用量の提供

自動で行われます。

電気使用量は、電力見える化機器が、電力会社が設置したスマートメーターから電気使用量を受信し、ご自宅のインターネット回線を通じて、集計用のサーバーに送られます。

### ○電気使用量の確認及び省エネルギー行動の実践

モニター本人の電気使用量は、各自の所有する端末（スマートフォン、PC等）で随時確認することができます。家庭生活を営む中で、こういった行動が電気をどの程度使用するのかを確認し、省エネルギー活動を実践してください。省エネルギー活動の例は、長久手市が提供します。

### ○アンケート等への協力

モニター期間終了後、省エネルギーに関するアンケートに回答していただきます。

### ■機器が破損したとき

ただちに長久手市へ報告してください。故意に破損させたことが分かった場合、修理費用を請求することがあります。

### ■モニター依頼の取消し

応募資格に該当しなくなった場合、モニター活動内容に記載の活動を実施していないことが確認された場合、その他長久手市がモニターの依頼について適当でないと判断した場合は、期間途中であっても依頼を取り消すことがあります。